三暦由来記

中

太政官文庫
和書
八五一九
類號
九三
函
三
架
三
冊

内閣文庫
和書
八五一九
類號
三
冊
一九四
函
一四
架

内閣文庫
番號 和 8519
冊數 3 (2)
函號 194 136

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

三暦由來記卷之中

大慶　平篤胤撰述　　男　平鐵胤　同
門人　某　碧川好尚　校

孔子曰。大衍之數五十。所以成變化而行鬼神也。故曰。日十者五音也。辰十二者六律也。星二十八者七宿也。凡五十。所以大閑物者也。易析九。会析六。会易二析。各一百九十二。合之三百八十四爻。万一千五百二十析也。故卦當歲。爻當月。析當日。故六十四卦。三百八十四爻。各有所繫焉。

此より十七條迄。周易乾鑿度ふ。周暦法大躰を記せる一聯

は文字て。衍文誤寫は多く添中ふ。此條と次條と。錯乱も殊
に多く。本書は隨ふては。絶て讀得ぬ所ぐ。鄭玄ぐ注ふ。粗訂
正せ添説有ふ。其も仍通え如事も有ふて。今も孫星衍ぐ。
孔子集語ふ引る添文を校合し。繁衍叢脞の文をば皆刪ふ
去て抄出せる。見む人。本書の躰と異ふ見
や添ふを以て。誣添こと勿き。〇大衍之數云し
ふ易繫辭傳ふ。大衍之數五十。其用四十有五。分而為二。象兩
掛一。揲之以四。以象四時。歸奇於扐。以象閏月。五歲再閏。故再
扐。而後卦天數五。地數五。五位相得而各有合。天數二十有五。
地數三十。凡天地之數。五十有五。此所以成變化而行鬼神也
と有添。首尾は十七字を取ふる文ふ。今引く繫辭傳の文。
世ふ有る本等ふ異

ふるも。此文も疑ふく。太昊氏の筮儀を傳ふし古説ふる
ふ。今本等は。周人は加筆ふるまで。其も刪ふ去て。予ぐ訂正せ
添文ふり。其説も三易由
来記ふ記せるふ見ふし。ふて此大衍は數ふ。ま引出る
ふ周曆ふ。律度ふ強會せ添張本ふて。取總る添文義も。鄭玄
ぐ注本ふ。大衍之數五十。所以成變化而行鬼神也行猶
者五音也。甲乙角也。丙丁徵也。戊己
宮也。庚辛商也。壬癸羽也。辰十二者六律也。六律益六呂合
十二辰也。星二十八者七宿也。四方各七。四七二十八周天也。凡五十所以大閔物
而出之者也。閔亦出也。日辰七宿繫於易象也。と有添如ふるぐ。大衍之數五
十ふ。日辰星は數ふ。合衍せる數ふ為たるも固より本文は
誣會ふり。然るふ鄭玄。ふを誣會ふしも知ふ。抑大衍數の五十
ふ。ふ由ふ。河図は五十五數ふる。中宮は五を以て。八卦を作

れるか。其大衍の衍は数五十あり。此を蓍策に用ふる故
なり。大衍之数と謂ふは社有き。右は諸数を合衍せる義には
非ざる物なり。此等は由なし。周暦伝作まる般西伯豈知げ
らむや。知れるかく他事を強會せるを。孔子も其は左祖せ
ば物あるを。乾鑿度も多く孔子の易説を集記せる書にて。今
の本文も孔子曰とある語中に有まむ。鄭玄は大衍の古義を徳まる。右の如く注し。後世は学者すべて一人
も此衍字は合衍の義に取ざる者も有こと無し。委くは三
易由来記に論ずるを見るべし。易析九会析六云しは。是は繫辞傳に。乾之
策二百一十有六。坤之策百四十有四。凡三百有六十。當期之
日。二篇之策。万有一千五百二十。當万物之數也と有はに相
発して辨ふべし。其は易析は。乾之策と云ふは同く。会析も

坤之策と云ふは同じ。析は。説文に。判也。本作楴と云ひ。
楴を判也。从木席聲と見えあり。易析
を九と云ふは老易は数。会析は六と云ふは老会の数なり。
会易は爻數。共に百九十二なれば。有はは故に。各と言ふは。是
二を合はまむ。實は三百八十四爻あるを。万一千五百二十析
と云ふ数は。はは繫辞傳は。乾之策二百十六云と有はは。
彼筮法の一爻三変して。乾は六爻各に三十六を得まむ。積
二百十六と為る故。其本数は。百九十二に乗ずまむ。六千九
百十二策と為る。坤は六爻各に二十四を得まむ。積百四十
四と為はは。其本数は。百九十二に乗ずまむ。四千六百八策
と為る。其乾坤二篇は策を合せて。万一千五百二十と為る

由なるが。本文に。万一千五百二十析と有るも。乃是數あり。
然るに。彼繫辭傳なる右の文も。西伯始めて四十九策を用
ひて。十有八変の筮法を作きる時は。數加すし文なること。
三易由来記に委曲に考證せる如く。なるべし。今此
本文も。其作意を本とせる説なるさと。數あり。故卦當歲
と云ふより以下を。下此求主歲卦術に見えるなる如し。

天道左旋。地道右遷。二卦十二爻。而期一歲。乾坤並治。而交錯行。
乾貞於十一月子。左行。易時六。坤貞於六月未。右行。会時六。成其
歲次。從於屯蒙。屯貞於十二月丑。其爻左行。蒙貞於正月寅。其爻
右行。歲終。則從其次卦。泰否之卦。獨各貞其辰。其北辰左行相隨
也。

此條も。古く天道左旋。地道右遷。と云ふ事も有るは本なる

て。一歲は会易二卦なるべし。配當せるは由を述べて。其例を出せる
なり。○二卦十二爻。而期一歲とは二卦は爻十二ある故。十
二月に配して。一歲を期るは由なり。○乾坤並治而交錯行と
は。其初歲も。乾坤の二卦並び治めて。下文に如く。交左
右に錯行なる由なり。○乾貞於十一月子。左行云々。鄭玄
注に。貞正也。初爻以此為正。次爻左右者。各從次數之。一歲終
則從其次。屯蒙需訟也と云ふが如し。○泰否之卦。獨各貞其
辰云々。鄭玄注に。貞其辰。謂泰貞於正月。否貞於七月。北辰左
行。謂泰從正月。至六月。皆易爻。否從七月。至十二月。皆会爻。泰
否各自相從也とあり。

法於乾坤。三十二歲期而周。六十四卦。三百八十四爻。万一千五百二十析。復從於貞。歷以三百六十五日四分度之一為一歲。易以三百六十析當期之月。此律歷數也。五歲再閏。故再扐而後卦。以應律歷之數。

法於乾坤。七。前條は乾坤並治而交錯行云〻。有除。乾坤は行至ふ法ひて。三十二歲期ふ。六十四卦みれ周り竟て。復乾坤は貞ふ從ふ由れり。〇歷、云〻。言ふより以下も。聞き侈、侈は文形るゲ。此を律歷は數ふ應ぶ。言ふ。強言あり。其由を下ふ推歩らるを見て知るし。但し此章の五歲再閏故再扐而後卦と有る。繫辭傳の文形るゲ。卦字を諸本は掛と作る。諸法家られ其に從りて注せるを。今は文は卦と作ふ。古本は真面目

なて。說文に引る文ふも。卦と有ふは符ひて。此ぞ是周曆說中は賜物の一つある。

歷元名握先紀。日、甲子。歲、甲寅。求卦主歲術曰。常以太歲紀歲。七十六為一蔀。二十蔀為一紀首。即置積紀首歲數。加所入蔀歲數。以三十二除之。餘不足者。以乾坤始。數二卦。而得一歲。末筭。即主歲之卦也。

是歷元も。周曆は曆元のみふ非ず。天地開闢は大曆元ふして。即盤古氏の元年形るゲ。其日を甲子。歲も甲寅形るし事既に說ふるゲ如し。握先紀云〻。本書は鄭玄注て。握先為歷始名。言無前也。と云。侈も然る言ふて。天地開闢の日、甲子。歲、甲寅を曆元立つる故ふ。是より前れお義を以て。かく名

けゝるなり。天地の開闢なり。甲子冬至と云ふなり。尚書中候に見え、其歳の甲寅なりしなれども、斯の如く日は甲子歳甲寅と詳なる事は諸書を参考して知られし文も、此書を除ても有なれども無し。然れども是まゝ周歴説中の大なる賜物なり。○求卦主歳術曰く。六十四卦は、各〻主ある歳を推求むる術と言ふ義も勿論なれども、其術は常に太歳紀歳と云ふより以下を。殷西伯姫昌が語を孔子は引て著せる例なり。其を何を以て知るあるも。是より十七條迄一連の文なるが。其十七條は首句は。今入天元云〻と有る今字も。其當今と云ふ語あるか。況て昌以て西伯受命と云ふ語あり。此も姫昌以来は周人の語格なり非ず。自語は格なる故以て所知あり。まゝ是は據なして思ふ。上件三條の孔語も。姫昌が暦術を受傳ふて。そは演述せる説なる事も疑あるべし。

ちて易と暦と を左右は如く。凡人の配當を俟ゝして。歳節日時は。自然に密合せる道理なるなり。太昊古暦傳は著せる如くなるを。是主歳卦を求むる術は〻。其古義は因らず。姫昌は狡意をもて。六十四卦は卦爻析を。強て配せる擬術なり。然ども此術は早く皇国に傳ふて。古き年代記の類。近く便覧の旧刻中根元圭が凡例は。凡以て六十四卦毎年配當之説未考所由来然不加自己妄意只隨舊例而已と云ひ。再刻の本は。推古天皇御宇聖徳太子演説之矣見于先代四事本記と云ふ。然れども此人も乾鑿度は其本術なる事は知らで據とせし形なり。旧事大成経の偽書なる事は知らで世に流布せるなり。俗偖は其出所を知ざれども。旧く世の日者は金易家なれど。皆此譌術は本なるなり。歳の災厄人の年卦の吉凶を断ずるは妖言誣説の多なるは見るに得堪ざる所なり。今周暦を論ずる因は其本来は知しめむと欲す。○常に

以テ太歳紀歳云ヘリ。太歳ヤモ。太歳星を云フナリと勿論あるガ。紀歳モ。其歳星の周ヲ因テ。六十干支ヲ以テ號クル故ナリ。歳ヘモ六十干支を。直ニ太歳と云ふ例あり。文意モ。毎歳の干支を以テ歳紀ヤ為ル由ナリ。○七十六ヲ為一蔀。二十蔀ヲ為一紀首ト。本書ニ七十六ヲ為一紀。二十紀ヲ為一蔀首と有れど。後の誤寫ナリ。改免ル。其モ七十六歳を一蔀と云ひ。二十蔀千五百二十歳を。一紀と云フヤ。古暦モ大法あるナリ。前ニモ。古法ニ七十六歳を蔀と云ヒ。下ノ文モ之ニ效フ。二十蔀を紀と云ヘル法を。姫昌ガ意と。其名目ヲ轉倒セル ナリ。15 ヤ思フ。末ハ戊午蔀と有ルモ。七十六歳を蔀といふ。結法の如ク。後の誤写ナリ。疑あり。假令此考フ然ラズ。總テ類の名目は。ヒヤ二ツ様ニ云ヒテ。末ナリ。甚き混乱の出来ナリ。○即置積紀歳數云ヘルは。第十七條ナリ。天元甲寅ヨリ。西伯ガ受命モ歳まで。二百七十五万。九千二百九十八歳と有ルを。二十蔀一紀の。千五百二十年ナリ。ヲ以テ除フ。千八百十五紀二百七十五万八千八百年の餘ヲ。四百九十八年ナリ。此を蔀法七十六ヲ以テ除フ。六蔀四百五十六年の餘ヲ四十二年あり。謂ヤ六蔀モ。殷湯王ガ暦法を立ル。甲寅元の甲子蔀ニ始まり。癸卯・壬午・辛酉・庚子・己卯・凡テ六蔀四百五十六年ヲ。餘四十二年は即チ戊午蔀ニ始ル。積紀ヤモ。此千八百十五紀ヲ云ヒ。所入蔀歳數と。姫昌ガ當時。戊午蔀ニ入タル迄モ歳數ヲ。四百九十八年ナリ。千八百十五紀の歳數と合セテ。二百七十五万。九千二百九十八歳ナリ。三

十二を以て除ふ故なり。三十二を一歳とし二卦を配するなり。其も三十二を。八万六千二百二十八を以て。二百七十五万。九千二百九十六歳除ゝ。二年餘る。餘不足者とは即是なり。○餘不足者。以乾坤始云〻。其餘る二年も。戊午蔀の四十一年。四十二年に當るを。其四十一年も。乾坤の二卦に當り。四十二年を屯蒙の二卦に當る。謂ゆる未算とは即是なり。乃其歳の主歳卦なるべし。此を紂王の三十三年辛未歳なり。即西伯が謂ゆる受命の歳なり。故其辛未歳より。四百四年目れる甲寅歳も。周惠王の十年。わが神武天皇東征の初年なり。其四百四年は屯蒙より次〻二卦に配して行なむ。東征甲寅歳も損益に當る。其元年辛酉歳も豊旅の二卦に當れり。然ふに彼古暦便覧循環暦れど。皆其辛酉歳は。困井の二卦を配し始めて。次第に配し於

今に至れり。故詳くて。循環暦なる推法を撿るに。此の本文やて。和異れる推法なる物なり。然れども此は。彼を此に共に。古暦古易に用ふる事れ弦偽術なし。有きむ。斯まで論はでも在り。思ふべくなり。

即置一歳積日法二十九日。與八十一分日四十三除之得一命日月。得積月十二。與十九分月之七。一歳也。以七十六乗之得積月九百四十。積日二万七千七百五十九。此一蔀也。以二十乗之。得積歳千五百二十。積月万八千八百。積日五千五万五千一百八十。此一紀也。

此一節も。即周暦より本術を著せる文なるも。殊に心を潭め て讀辨ふべし。其を海に一歳積日やも。既に云ふ。三百六十五日四分日之一なり。四分日之一とは。古法に一日を三十

二分と立る。其四分一を云ふ事あり。乃八分なり。周代も一年三百六十五日四分日之一。一日三十二分といふ古法を其隨に用ひしを上文に歴三百六十五日四分度之一為一歳と云ひ。易の通卦驗に日法を三十二分と有るにて知るべし。○法二十九日。與八十一分日、四十三除之を。月朔を求むる法なり。即後世の朔策と云ふ者なり。本書に四十三を。四十二とも誤写あり。抑是、八十一分を云ふ日法なり。律に謂ゆる三統の中に黄鐘の管に長九寸なり。其九に九を乗ずれば。八十一なるを。其暦の朔策に用ゐる趣を謂ふ。此を姫昌に始まる新法なり。殷以前の古法も然らば。即太昊氏の真策なり。其策なるべし。九百四十分日の。四百九十九を法として除ふ策論ずるを見て知るべし。古暦傳に委くいひて文意を。一歳の積日。三百六十五日。四分日は一を置て。ろ以二十九日を。一日は八十一分ふ立る其四十三を。求策は法として除ふ。これ一月ぞなり。○得一命日月なども。右は如くにして。次に月を得て。正月二月三月なり云ふ名を命じ。それ朔の。或は甲子。或は乙丑なり云ふ干支を推して。日名を命ずる義なり。○得積月十二。與十九分月之七。一歳也なり。一歳三百六十五日。四分日は一なり。十二月を除て。余は。其七分ある由なるべ。此数違つて。然ども先。八十一分の日法なるを。一歳三百六十五日。四分日は一に算なるは。二万九千五百八十五分二半あり。そもそも十日の分。八百十分あるべ。百日の分八千百分。三百日は分。

二万四千三百分・六十日の分・四千八百六十分・五日の分四百五分・一日を四分せるグ・二十分零二半あり。總て二万九千五百八十五分二半となる。右ちめ十二月の分。二万八千七百零四分を除まむ。餘る八百八十一分二半あり。此を日に直して。十日や七十一分二半なり。そは一月二十九日・八十一分日は四十三まで・二十二分・さるきに十二を乗ずまむ・一月の分二千三百九万八千七百零四分とぞ成るめる。然はに其餘る域・十九分月之七や云ふ記を。一月の分。二千三百九十二分を。十九に分ある七あるまむ。此を日に直して。十日や七十一分。二六三一五八弱となる故。此數違つるやも云ふなり。其も十二月の分を算して餘る數と。かゝ謂ふ數と密合せ愛は。有はじき道理あるまむ形り。十二月の分を算して餘る二半と。此二六三一五八弱や。いや少けれ相

違ふも有まど・其少違あるも・一年に一秒三分一五八弱ふきば・一蔀七十六年にて一分違ひ・八十一蔀・六千百五十六年にても・八十一分に満れむ・則一日の違となる也。まあるに大違となること・是にて知る侍し。然まで此餘り也。諦に得十日七十一分二半と云ふ也。古法の餘十日。九百四十分日之。八百二十七を得はや謂ふ趣を易ふ。月行ふ十三度。十九分度之七といふ。或も十九年に七閏ある由形やを思ふて。十九分月之七やも云はるらむ。其也やはまき。此十九分月の七を積て。三年に一閏月を置む。十九年に七閏。七十六年に。二十八閏を為次と云ふ意ふるさや。古暦は法に准て知るべし。そも下は積月九百四十六を乗まで・九百十二月形る。と云ふ數も・十二月に・七二十八閏を總ある數形まむ形り。○以七十六乗之云し。此

一部也やも。一歳の積月十二や。餘を十九分月の七と。七十六を乗て。積月閏共に九百四十。積日二万七千七百五十九を得ふを。一部と為さゆ云ふ義ゆも有まじ。其も古法の九百四十分日は。四百九十九と云ふ真策を用じてさそ。然ふ数も出き。八十一分日は四十三は策みては。絶て此数の出来ふ事ゆし。抑古法は朔策も。實に本文の如く。積月積日は得て。其第七十六年は冬至子至ふごやに。毫秒も不盡ゆく推歩し切らま。終古に其弊あき法ふ成。八十一分の策も然らず。古法の九百四十分と並ぶて。推験むるに。一部ゆ一分〃の不足あり。是を以て八十一部ゆ。一日の不足を生ず。

是を以て。下に姫昌が謂やる。積歳二十九万一千八百四十と云ふも。三千八百四十分〃の不足ゆて。此を日数ゆ約さ見む。四十七日と二十七分日の十一の不足ゆり。故茲に一術を巧夫して。以は旋式を制作し。頻に之を循環して験むるに。其拙策いや諦に知らま。ゆり。其もまだ此地盤も。一晝夜十二時を。子は中より始めて。法の如く八十一分せるふ。然まじ此を二十九

周あて二十九日なる。其三十日ハ當る日ゑ子ゆ中なる系子。天盤の首字ある所の針先を當れむ。乃第一分より四十三分まで内と名る。是二十九日。八十一分日ゆ四十三ハて。乃小月あり。次ゑ四十三。四十四の間なる系子。首字の針先を當て。二十九周さきむ二十九日なるゲ。其三十日と云ふ日は。四十四より子を越して。五分まで内と名る。是大月ハ。但し推歩の煩しさを厭はむゑ。二十九周さる事を止め。唯心ゆのミ。二十九周せりと思ひ定ゑむも。亦害ハくハ。次も六分より。四十八まで内ゆ名る是小月あり。次ゑ四十九より子ゆ越して。十分まて内と名る。是大月あり。二十九日。八十一分日ゆ。四十三と云ふ日分ゑ。毎月同け様ど。

唯子の中刻を越次と。越さるゆ依て。大小の別ハ事れゑ。此、未幾月あるも。此ハ例ひて推歩さ為し。蓋ハゑ。此、推法のみゆ非ず。古暦の二十九日。九百四十分日の。四百九十九分といふ月策も。其日分さゆ異き。其推歩の術ゆ拠ても異あれさと。古暦傳を見て知る為し。けて如此推歩しゆて往くハ。初月の小より。第八十一月ゆ小まて。古暦の大小ゆ異ハ事なきゆ。其第八十一月ゑ。三十九分より。八十一分まで係りて。其分皆盡ハ故て。第八十二月ゆ。ゆ更ゆ小月より始ハるさて。右ゆ同くき第八十一。第八十二の兩月。ゆ連小と名り。七十六歳九百四十月の間て。古暦あてゆ大ある月の。十一箇月小ゆ変れず。積日二万七千七百五十九ゆ云ふど。十一日足らず

積月九百四十や云へり。其第九百四十は當る月は。朔と云ふ日ゐ。空る月を見きむ望に近く。節氣まに隨ひて乱ゆきむ。絶て用ひ得ぬ拙策なり。古暦の推歩あれども。小大月毎に必ず連大や成きど。連小や云ふ月も。絶て有ずや無な故に。大四百九十八月。小四百四十一月。一部總て九百四十月あり。日數二万七千七百五十九を得て。少も餘分も無れど。八十一分の策ゐても。大四百八十八月。小四百五十二月とある故に。前後の本文に謂ある積日を。絶て得ること能はざるあり。意を深く考ふ多し。斯て後。猶き熟し想ふ。姫昌が例の狡黠形るゐ。此は如な拙策は。實に應ざる事をし。知らで在る事とも所思ゆむ。尚故こそ有べと考ふるゐ。此人始め古暦を改革さるに就て。律は三統あり。左しきむ説を立て。此朔策を設ゆ始めぞ。心ゆ

厭まで。此策の實に合ぬ事を知きる故に。竊に古暦は積月積日を盗襲して。己が朔策に誣會して。世を欺けるゆ。非じりや心着て。まに更に本文の義を改ふるゐ。右は法を以て一歳を得あるゐ。七十六を乗じて。積月九百四十。積日二万七千七百五十九を得あるを一部とし。其七十六に二十を乗じて。件は積歳積月積日を得あるが。一紀ある由形きむ。毎歳に此分を以て推歩して。毎に一歳を推して。其一推歩を乗ずる耳にて。此暦を用ふる限を。幾歳を經ると也。是乗法の外あきに趣あり。故是を以て。其積月積日の數共て害無きむ。乃竊に。己が古暦の數を用ひも。事に於新暦の數や為ある也。然きむ二十九日八十一分日は

四十三と称せる月策も。多くは口實のみにて。其本術も古法
なれども。其正朔を変じ。うるはせしより晦朔閏月あやまち。進退消
息せしむる迄の相違なれども。其も姫昌が此曆法を作たる
當時も。上下より註ふ如く。古曆の戊午蔀なるに。下なる昌が
語より。今入戊午蔀四十二年。云〻云ふを以て。古法の蔀名
を襲用せるこゝろ知らず。此蔀名ども。悉襲用せる上に。其本
術も古曆法なる事も。更に論ひを俟ずして明き物なり。然るに漢代に
太初三統の二曆を作れる徒にも義を得知らず。此周曆の
朔策を祖法と為て。なほ殊にいと煩しき僻算を設けて。推
歩を誤きるなり。後人次〻其誤りを承て。古法を遂に廃
なりぬ。然きど未だ引く。尚書堯典の正義に。六歴。與周髀
皆云として。毎月二十九日。九百四十分日之四百九十九云し
と云へり。六歴とは。黄帝。顓帝。夏殷周魯の曆を謂ふなり。後漢

の歴志に所見たり。然れども。其歴書どもは。唐代まで傳はり
しなるべく。且漢以前の諸曆。なほ同策同蔀なるべし。事も
明白に知らず。八十一分日の四十三と云ふ策の。偖ふ〻後
実用れしはなし。事も。いと諦に所知多りなり。
漢の歴志なる。蔡邕が議中に。周代の歴元を。丁巳を用ふと
見えたれども。前に申心得がたく。記事に思はるる。今しも攷ふ
ふに。此年歳月は議に申非ず。節氣の元を謂へり。それは姫昌が
作歴の當時を。戊午蔀にて。其初年も庚寅なるが。其歳首朔
旦冬至は。戊午なるにより。勿論なり。此庚寅歳は。殷帝乙が元
年なり。然るを一日前に引上げて。丁巳日に成して。朔旦冬至と
定めて。節氣の歴元と為たるを謂ふ。それは何を以て知るべき
ぞ。既に論ふ如く。春秋僖公が五年も。周惠王二十二年丙寅

歳なり。壬子蔀は初年なれども。其歳首は。壬子は朔旦冬至れる故。是歳の左傳に。春王正月。辛亥朔日南至と有り。然れども姫昌が當昔戊午を一日引き上げて。丁巳と為る以来。こゝも法を易げるなり。著明なり。尚言はず。昭公二十年己卯歳の傳に。春王二月己丑。日南至と有るも。辛卯蔀は第四章首にて。庚寅は朔旦冬至なるが。一日退きて己丑は冬至なり。然る左傳に。正月や云はず二月と有るも。此前年の十二月に閏ある故。置過ぎて五月や為せる故。正月は却りて二月や為きるなり。凡て古暦は。朔旦冬至ある月の前月は。必ず閏月なり。一蔀は朔旦冬至四彩章總たるが一蔀なり。毎十九年の歳首は。必ず朔旦冬至に相當たるなり。周の年代凡て十二蔀に渉る間に。朔旦冬至たること四十八あり。冬至の如く一千支退くる上は。其餘は節

悉の。隨て一日退くなり。亦更に論ふ迄も無き事なり。然も有るべし。姫昌が作暦は當時。既に節氣の行るに。こゝ一日は差を生ずる事を。測量し得て物せる事なりと言ふて。然あれども非なり。此擬聖の僻なりて。天下は耳目を新にして次とす。何事も。先代まで用ゐし故実は改めて。古聖に勝れる由を。世に示さむ事を好む性なるに故に。天下は万事は起本なり。易暦ともに古法を変じて。杜撰に然る新法を設けし物なるに。然れども周暦は退悉も。いやしも無益の事なるべし。然なれども。天當昔こゝより。漢代に至るまで。唯一暦なりて。氣は運行に。一刻も差を有ることなく。漢の中世より。始めて悉朔に差を生じ。漢以前に退悉を立てる。都て真暦を知らざる者に。天皇太昊二氏の罪人なり。其を太昊古暦傳に委く論ふ

旨を能く見む人も。自然
うらみ暁ずあるべきのぞ。
更置一部。以六十四乗之得積日百七十七万。六千五百七十六。
又以六十乗之得積紀百九十二。得積部三千八百四十。得積歳
二十九万。一千八百四十。以三十二除之。得九千一百二十周。此
謂卦當歳者。
一部やも七十六年ぞ。此日數二万七千七百五十九日れ
るさゝや既ゐ云ずず。是ゐ六十四を乗れむ。四千八百六十四
年ゐて。其積日百七十七万六千五百七十、六日と成あり。○
又以六十乗之云く。上の四千八百六十四年ゐ六十ぢ乗ず
む。二十九万千八百四十年ぞ。此を千五百二十ゐて割き

む。百九十二紀あり。○得積部三千八百四十ゆゑ。二十九万
一千八百四十年は。三千八百四十部ぞる由ぞり。○得積歳
二十九万。一千八百四十云くゆゑ。此積歳の初年ゐ甲寅と
ゐて。乾坤二卦ゐ配て。三十二ゐて除ずむ。六十四卦九千百
二十周くて。ゆゑ乾坤ゐ復る由あり。但し此も。上第十二ノ
くて。其法やく異れる耳ゐずず。然きむ 條の末術と同じ術ゐ
此も彼條の又一法と云ふべくさそ。
得積月三百六十万九千六百月。其十万七千五百二十月者閏
也。即三百八十四爻除之得九千四百周。此謂爻當月者。
二十九万千八百四十年も。三千八百四十部ぞる伎。一部九
百四十月とゐて。是ゐ三千八百四十を乗れむ。三百六十万

九千六百月形を。然るに。一蔀九百四十月の内に。二十八を。閏月形きむ。三千八百四十蔀あつては。十万七千五百二十の閏あり。○即三百八十四爻除之得九千四百周云ふ。諸本に百周の間に。日之世と云ふ三字あるも。衍文なきむ。刪を去る。其三百六十万九千六百月を。三百八十四爻あつて除すむ。九千四百周なるあつて。其を假令むに。神武天皇元年辛酉歳も。二百七十五万。九千六百十八年なきむ。積月二千四百十三万二千=百=十七月あり。之を三百八十四爻あつて除すむ。八万八千八百八十五周の餘り。二百七十七月有り。之を乾に始めて。次〻に配されむ。困卦の初六に至つて。二百七十七爻を尽す。乃ち困の九二を以て。去年十一月やし。六三を十二月。九四正月。九五二月。上六三月。井卦の初六四月。九二五月。九三六月。六四七月。九五八月。上六九月。革は初九十月やなる。是より後の歳〻も之に准ふ。偖さて爻當月と云ふ法。道理に於て通せぬ事あり。

然ほも凡て閏月は中氣なき故に。前月に属する例なるに。右は積月を。閏を込る数あり。然きむ假令。爻を月に當ふやも。閏も除あつて配爻の数に入まじく。道理なる哉。姫昌その義を思はず。本月や別なく並て配爻せるも。麁漏と言ふべし。

得積日万六百五十九万。四千五百六十。以万一千五百二十析除之得九千二百五十三周。此謂析當日者而易一大周。律歴相得焉。

本書に以字を八に誤れり。今之を改めたり。然るは。上第=十四條に。積歳二十九万。一千八百四十七なる。其積日を。一

万零六百五十九万。四千五百六十日なり。此を析數の万千五百二十なて除すれば。九千二百五十三周を得きむなり。蓋曆も。一蔀七十六年。一紀千五百二十年。易も六十四卦。三百八十四爻なる故。強て相配して。互に齊整しめむ為なり。為し者なり。是も假令ば神武天皇元年。周惠王十七年辛酉歲も。天元より二百七十五万。九千六百十八年に當れば。積日十萬零零七百九十五万。零四百七十四日半||なり。之を万一千五百二十析なて除すれば。八万七千四百九十五析の餘を。八千零七十四日半あり。之に其辛酉歲の歲首冬至。己酉日より次第に配して。其日の析と為る由あり。是より後の歲ごとに。之に准ずて知るべし。

けて二十九万一千八百四十年を。元法四千五百六十年を。六十四なる故に。此日數實に万六百五十九万四千九百六十日有きど。其を九百四十分日は。四百九十九日法を用てなり。然る不尽なる日數も出き。八十一分日は四十三なり云ふ日法なれども。既に論ふ如く。一元四千五百六十年に。六十分||は不足あきむ。二十九万一千八百四十年に都て。三千八百四十分||は不足なて。此を日數に約すれば。四十七日なり。八十一分日は三十三の不足あり。旋式術なて合ぜる事も。上に論つる如し。然る律歷相得焉と云へる。誣妄の語なるべし。○篤胤いはく稚の子庭訓に聞ある旨あるて。今日まで算術を知らば。其を人の三と五とを合せて何と問ずれば。速に八と答ふる事も知れども。其を算盤にも。いろはに置くとも云へども。習はざきむ知らず。唯に九と云ふ事を闇記せる耶なり。是をもて。上の

件々を論ずる數説どもも、皆謂ゆる心筭を以て、さまを定め、然して後に、善筭の門人らに問ふて、違ふ無しと言ふを、頼みに記せるあり。然まど、そと心筭より出ある事なれば、猶少の相違有らむも知らぬ。見む人、そし、己が失筭を見出多くむ知も、告知し給ずと形む。抑律數は、四正四維の八風より起る。音聲の起原は、さ、有き。曆も然しも由れる事なる故。周曆も始めて。右はこれ強會せるなり。後生凡て。西伯父子らは始めし事をは。何かはき微妙の理ある事と信奉さ習れる故に。淮南は劉安が俊秀形るも。其天文訓はさきを用ゐ。司馬遷。鄧平。洛下閎らも襲用して。其太初歴を。八十一分律歴と称し。劉歆が三統歴。殊にるは説を主張し。班固が律歴志を作きるも。亦其説を本と為しかば。況て其後世更れ

ず。然れど予も。遠く其源を探ねて。曆法は於て。律説も都て採用らる事なし。見む人異むさ、勿れ。あは此等の事ども委くは太昊古曆傳に論ずるを見るべし。

今入天元二百七十五万。九千二百九十八歳。本作八十歳誤也。今改之。昌以西伯受命入戊午蔀四十二年。本誤作二十九年。今改之。伐崇侯作靈臺。改正朔而布王號於天下。受録應河圖。

今やも。上件周歴及び。主歳卦を求むる術を作きる。姫昌が當今伐云ふ。入天元と号。天地開闢は。日、甲子。歳、甲寅の曆元に入りあるを云ふ。其歳より姫昌が受命の歳に至まで。斯計まは積歳なりと云ふにあり。此は固より妄誕形るが。其らしは下に

委く論ふ。其ゆゑなほ。古年歴を推考ふるに益有れむ。今
其由を論はむ。先是九十八歳と。四十二年と。本書に。八
十歳。二十九年と有ふ。共に轉寫に誤り。其由を。まだ受
命とは。姫昌固より。殷祚を傾けむと欲ふ。隠謀有りしは。其
君紂王之を察て。其二十三年と云ける歳に。羑里に囚て。
二十九年と云ふ歳に之を釋し。三十三年辛未歳に。征伐を
專にする事を錫せり。此を姫昌が受命に元年と云ふ。此を
竹書紀年に出る年歴の正説なり。史記を始め諸書に。此等の事ども多く出るき
ど。其年歴も詳ならず。前漢の歴志に。劉歆が考ふる説を
有きど。據る足らず。是紀年も。晉の太康二年に。周代の古
墳を発て得る書にて。史遷を始め。漢儒らも知ざりし物
なり。世に之を疑ふ人も有るも。史歴の学に疎き故なり。但

し此も近く渡る平津館叢書中の本を證本に取るべし。けて紂王が前代。帝乙と云ふ
ゥ元年。庚寅歳より戊午節に入て。姫昌が受命の年を。乃
是節も四十二年に當れり。然るに二十九年と有ふも。四十
二年も誤寫なるべし。論あり。是四十二年の誤ある上を。總
數の八十歳。九十八歳の誤なるべし。言ふも更なり。故
今も本文。已が決断をして。右も如く訂正せり。其上件求主歳卦術曰
と云へり。此章まで一連れの文にて。此術を作れる姫昌が
當昔も。然る不筆なり記しくむに。後人の寫し傳ふる間に。
右の如く偽まし物なり。漢魏以来の学者。凡て年歴の推法
を知らず。鄭玄の注本。及び其後の校本ども。右も誤を
心著げ。故に。殷周の間の年歴。今日に至ふ。
で。詳ならず過来れり。いかに傍い為き事なるべ。
訂正し竟て後に。此謂ある二百七十五万九千二百九十八

歳を。既に第二十二條は考説に引きて計せるが如く。二十蔀一紀は千五百二十年なるを以て除すべし。千八百十五紀に了。年數二百七十五万八千八百年は除し餘る。四百九十八年なり。故に此を蔀法七十六年にて除すべし六蔀の年數。四百五十六年の除し餘る。四十二年あるべし。其末年は謂ゆる受命は歳に當る故なり。其千八百十五紀。二百七十五万八千八百年を。元法四千五百六十年にて除すべば六百五元まで。其末年は夏桀王の二十二年癸丑歳にあるべし。其謂ゆる六蔀は。桀王の二十三年。殷湯王が曆法を治る。天紀上元の首。甲寅歳の甲子蔀に始まる。癸卯。壬午。辛酉。庚子。己卯凡て四百五十六年にて。餘四十二年は即ち戊午蔀に係る。其初年庚寅歳は。殷帝乙の元年。また西伯が其父季歴は世を継ぐる元年なる故に。其謂ゆる受命の元年は。紂王の三十三年。西伯が代の四十二年辛未歳にして。これ戊午蔀は四十二年に當れり。其委き趣は。別に著せる夏殷周年表は斯て後に思ひ出きは。後漢は歴志に見て知るべし。

また。靈帝の時に五官郎中馮光。沛相陳晃と云ふ二人の上書して。當代は四分歴に。庚申元を用ふるべしと論ずるに。群臣に命じて詳議せしむる時は。蔡邕の議中に。元命苞。乾鑿度。皆以為開闢至獲麟二百七十六万歳而光晃以為開闢至獲麟二百七十五万九千八百八十六歳と云ふ文なり。元命苞の全書今傳はらず知らず。乾鑿度は今本なし。本文の如くにそ見えいれ。二百七十六万歳とは抑是蔡邕が說。また馮光陳晃等が說共に。もと同原に出て。未まかく派れし說なるにや疑無れた。また試に蔡邕が用ふる。二百七十六万歳と云ふ

説を取りて獲麟の歳より上。受命は歳の次年。壬申歳まで五百八十九年を引く。如此なる由も。二百七十六万歳と云ふは。開闢より獲麟の年までは年数多くある由。あれば。受命の次年より獲麟までは年数多くあれども。省き捨てても。開闢より受命はでの年数は徐ざる謂れなきばかり。二百七十五万。九千四百十一歳と為れるを。右の如く紀法なもて。千五百二十年ごとに千八百十五紀。其年数二百七十五万八千八百年除ずば。其餘り六百十一年あり。是よりは六蔀四百五十六年除じて。四十二年餘ると。此も本文と符合せざる。六蔀除ずむ百五十五年餘る故に。受命歳は百十三年多き。然れば蔡邕が用ひし。二百七十六万歳と云ふ説も。其本色は非ず。そは六百十一年も。八蔀六百八年やし三年なり。其八蔀も。甲子。癸卯。壬午。辛酉。庚子。己卯。戊午。丁酉は蔀を越して。其三年は丙子蔀に係れむ故。故はなく次形は馮光陳晃等が傳ふ。二百七十五万九千八百八十六歳やと有る説を取る。右は如く受命は次年壬申歳より獲麟に至る五百八十九歳を引きて。二百七十五万九千二百九十七年と為れば中より。例の千八百十五紀。二百七十五万八千八百年や。六蔀四百五十六年を引くに。四十一年餘りて戊午蔀に係る受命は歳なれば。一年足らず。然れども此は蔡邕が議に勝りて。今の本文に符つる説なり。又此を以て。今は本文を予が訂正せる説は。誤らざる事をも。然る伏光晃ら。蔡邕に甚く難仕せ相證なきづき事なりて。答ふる辞も無きに。論者議者共に。此義に昧りて

し故なり。なほ宋世の記せる。命期経と云ふ物は。自天元甲寅至本朝承元四年庚午。積年二百七十六万。一千六百三十七と有て。此方の小泉松阜が循環暦は。周易本卦筮術云々して。假令正德三癸巳歳卦求豊旅則自天元甲寅至正德三癸巳。其積年置二百七十六万二千一百四十云々と云る説あり。共に同説の分流なれど。頗々きで今も推筭を加へらるむ。扨て是戊午部は四十二年も。辛未歳にて紂王が世は三十三年れる故。已に受命は元年と称して崇侯を伐ち。靈臺を作り。正朔を建子月に改め。王號を天下に布あれば事も受録は河圖に應ずる。天命は受ある故ぞと言る意なり。崇侯は名を虎と云る人にて。史記に所見多る如く姫昌が隱謀を疾く知りて。紂王に告げたるを憎みて之を伐ち。靈臺も王者れらては作さる制なるに。之を作て。殷の正朔を奉ぜず。別に其正を改め王號を天下に布告せるなり。皆其君紂王を蔑如せる僭上の所為なり。斯て其受ありと謂ふ録命河圖も。然る僭上は所為を。天命に託する口實は偽物にて。其も受録の事も。尚書帝命驗に。太任生子昌時。季秋之月。甲子有赤爵。銜丹書入于酆。止于昌戸。其書云。敬勝怠者吉。怠勝敬者滅。義勝欲者從。欲勝義者凶。凡事不強則枉。不敬則不正。枉者廢滅。敬者万世。以仁得之。以仁守之。其量百世。以不仁得之。以不仁守之。其量十世。以不仁得之。以不仁守之。不及其世。と見え。古微書に。此文を諸書に引なして。三章挙あるが。各〻小同大異あり。帝王世紀の文を挙げ多るなりて。昌拜稽首受其文。要曰。姫昌。蒼帝子。亡殷者紂王。と見えあり。洛書靈准聽に。有鳳皇。銜書游文王之都。書文曰。殷帝無道。虐乱天下。皇命已移。不復將久。靈祇遠離。百神吹去。五星聚房。昭理四海。あど所見多る類みて。史記を始め

諸史ヨリ。周代赤雀ハ瑞ヒ〻称ヒ〻ル事本是アリ。孫毅云。周室丹書灼〻七十八字。使在後世。則以為魚腹書。狐鳴書。甚則為天書之誚而已矣。古之世。帝王何其神。而民何其愚易惑也。然以催帛書燕足書推之。則此丹書亦。當時有幻術。畸人繫書赤爵。偶炫其奇。而此爵偶集于昌之戸。遂以為神聖之符。未可知也。又不然。便佞臣皆能為之耳。と云ふも實ヨリ然る言ひ。其も王充論衡ヨリ。周取殷之時。太公陰謀食小児丹。教云殷亡兵到牧野。と有ハを也思ひ合せて辨ふ可し。ヨ〻〻姫昌ガ河圖を得ある事も。他書ヨリ未見當ら彷ど。昌自ヒ〻く言ふ耳ヒ〻ら〻。乾鑿度ヨリ。今ハ本文の下ヨリ。孔子曰。洛書摘六辟曰。建紀者歳也。成姫蒼。有命在河聖と見え。初學記ヨリ引ある尚書中候ヨリ玄龜負圖出周公援筆。以時文寫之〻も有れど。然る事も有ら〻と。其ハ〻〻幻術ヨリ有ある。然るヨリ孔子の此語等も。姫昌父子ヒ〻事ふも信を取〻〻。其も此父子ガ事とし云へば。一向ヨリ憲章ヒ〻る。孔子の常ハ意ある事ヒ〻ヒ〻り。ヨ〻〻其霊准聽ヨリ。武王伐紂度孟津。中流白魚躍入王舟。王俯取魚。長三尺。目下有赤文。成字言紂可伐。王寫以世字。魚文消。燔魚以告天。有火自天止于王屋。流為赤烏。烏銜穀焉。天火流下。應以吉也。と有ハも。同ジ類の幻術ヨリて。周代の謂ある赤烏ハ瑞とヒ是アリ。白魚とも決めて鯖魚ヨリ。此も能く躍りて舟ヨリ入る魚ヨリ。此魚の躍を入れるヨリ思ひ著て。武王自ら然る幻ヒ〻ヒ行ふる。其も王俯取魚ヒ〻ヒ云ふ。王寫以世字魚文消と有る文の趣ヨリて知らハ。ヨ〻〻漢書ハ王莽傳ある種〻ハ祥瑞も。〻れ同じ類の幻術と聞ヨリをも思ひ合ハ然れど周の文武父子ガ世ハ。祥瑞と云ふ物。〻れ此類ヒて。其も殷滅ビて周興る命期ハ由して。其世を更ヒ〻り。今世ヒ〻ヒ〻ハ誑惑せハヒ〻ヒ。然して其暦法を作ハヨリ。易と律

と伐誣會せる趣。右は如くにして。古暦は部法を類して。節氣晦朔を進退し。古易は乾東坤西形る。方位を乱すし故に。易暦とも云へ。姫昌とまをして。其古法も悉廃き果あり。是を以て前は古易を考證し。今は古暦伐考證とする。本文の姫昌が謂ゆる入天元より。受命は年は至除。二百七十五万。九千二百九十八歳と云ふ年歴も。昌が姦意の張本は設ける數なれて。固より實數にあらぬ事いと炳焉は知らるる多し。其古易を変じ為る事は趣も、既は三易由来記は説明せるまで。此なれも唯暦法は開ける事のみを論ふ為り。其も謂ゆる入天元。天地開闢は日、甲子。歳、甲寅より。太昊氏馭伐は元年。庚申、歳まで。四万九百八十六年形るは。其庚申、歳より。姫昌が受命は年まで。千九百九十二年ありむ。合せて僅は四万二千九百七十八年。はるき勤形る實年数れまうし。是歳數の然は由は。はも既は春秋命歴序伐の第十二條は委く論りき。然らば右は長年数も。何は用は設多る事ぞと云ふ。其受命は年を屯蒙は二卦は配し。其より二十年は。庚寅、歳を。損益は二卦は當て。其子は代は伐商せしむる。懸記は為むと欲するは。易は爻析。律歴まで伐符合せしめて。子思が謂ゆる其事を神まし。民は信を取らむが為り。始めて然る長年数は妄誕を作り構て。世を欺々は物あり。姫昌より以前は。右は長年数の古説の決して無まし事も、春秋命歴叙考を能く見む人は疑む有はじく。此年数は。後は伐摘せしむる未来記を種く。其も作る。其張本の設ある事も。自ずからは知かむうし。

屯卦は彖辞は。勿用有攸往。利建侯と懸け。蒙卦は匪我求童蒙。童蒙求我と繋ぐるが。受命は年は創業は符合し。凡て周易の彖象の辞は。攸往の利不利。渉大川の利不利を断れるは。皆伐商の懸記なるが。屯卦の辞は。未だ伐商の時至らざるに。建て君と為りて。正朔を改め。王号を天下は布て。屯し在る意。蒙卦の辞は。其時王を童蒙と非ず。童蒙は我を受命せし免。王号を天下は布く事を求免しあるむ。那は王統を垂き。孔子の蒙以養正聖功也と云へる如く。時の至るを待つ。由の辞は。重臺以待紂之失と有るをも思ひ合はしまつる。武王伐商の歳は當は損卦は彖辞は。有孚元吉。无咎可貞。利有攸往と繋け。益卦は。利有攸往。利渉大川と懸ぐるは。其子が伐商の年を。決断せしむる辞あるを以て悟るべし。是を以て其子姫發。果して此二卦を配せる。庚寅歳を

もて孟津を渉る。殷都は攻入りて。其君王を逆殺せるなり。

淮南子人間訓は。孔子讀易至損益。未嘗不憤然而歎。曰損益者。其王者之事歟。事或欲以利之。利害之反。禍福之門戸。不可不察也とあり。此孔語は。家語にも所見て。少異あるれど。已を損されて反て益あり。已を益さむと反て損あり。是を以て。周は損を用ひし故は。大益を成し。殷は益を取る故は。反て大損を為る義は。繫辞傳は。此二卦を論ずるも。共に象れり。其彖象の傳及び繫辞傳は。此二卦の象は憤まる事も。其身周は此義あり。但し孔子の此二卦の象は。其出自を尋ぬるまむ。殷代は生まれし故は。周は亡びと云へる。其亡びは。其亡びは。殷の人の後亂ある故は。其亡びは。殷の歳の。主卦を見はずは。然はなげは心宜しうなく。憤然と歎たり。抑其周易も。かは美里は。むも。実然も有るべき事なり。うし。七歳囚はまつし間は作るまむ。其周暦も共は其時は作るなり。子。世は布告せるも受命は歳みて。右は長年数の妄誕も。其易暦は作れる時は説あるなりと論ひあく。はは是は就て思

ずむ。命歴序は初発ある長年数を始め。實数は符さあ。諸書は年数も。皆此姫昌が妄説は権輿せる事も。亦更は論じ有はじく外む。猶右は事どもも。三易由来記。春秋命歴序攷あ小人あるて。今世薦紳大家の学風の。如何はと云ふ事を知らず。然きど皇國人はして。彼國籍を学ふはも。固内卑外の義理も更れり。真聖擬聖を分別して。擬聖の誣妄なも惑ふまじむ。恒の学則ある〳〵て叶は。亦事ある。俗は周代学者多ち。然る規律あ事ある。周人ある〳〵て周制を奉ぜる如く。姫昌父子らげ物せる事も。絶て今世人あやの。訓加ふ爲ぶ事は非ずと偏執して。適ある我が如く。其非を辨ぜる者有きむ。甚く驚ぶかは怒て。其説の當否は論せず。邪説の如く云ふ。語はも。最も固陋しき事はそ。然る固陋あるが故は。夏の時を行ずと有る。真暦も更はも云ず。周代は成きる易暦やもは。然る姦意は起れる。由来をも知らで在り。爭で真好古の見の高尚あらむ。薦紳大家の公議を經て。俗学者流の。心を洗ふ。耳を澄さむ由をげ形。

天下有道則不失紀序。無道則正朔不行於諸侯。幽厲之後周室微。史不記時。君不告朔。故疇人子弟分散。或在夷狄。然其所記有黄帝顓頊夏殷周及魯歴。

初發は文意は。天下有道は世ふ〳〵ては。疇人〳〵く其素業を傳ずて紀暦は次序は失ずあ〳〵無きど。無道ある世ふ。疇人其職を失ふ。加ず正朔を諸侯は布告ぜるあや〳〵能はず。亦行きず〳〵言ふあず。不行は即諸侯は其正朔を奉せぜはあず。然るは魯一変せど道は至らむと称せる國ならも。別は魯暦と云ふげ有〳〵りむ其餘の諸侯らは用ふざるる事は然も有ず〳〵。○幽厲之後周室微やは。武王より第十世の王を厲王と云ふ。國民は為不襲はまて出奔し。是を三世の王を幽王と言ふ。此を大

戎と云ふ寇を襲はまして殺さまれ。是より周室衰微せ所由
なり。周本紀に曰。幽王の太子を為平王以奉周祀。立て東遷于雒邑
辟戎寇。平王之時。周室衰微諸侯強兵弱。齊楚秦晉始大
政由方伯とあり。是より以来を東周と云ふ。○史不記時也。疇人其職を失ふ所
故に史官等此事を録さざる。時日を記次さ能ば所由れ
なり。○君不告朔也。漢志注劉歆々論に。自文公閏月不告朔至
此百有餘年。莫能正歴数故子貢欲去其餼羊。孔子愛其禮。顔師
古注に。餼生牲也。礼人君毎月告朔於廟有祭事。謂之朝享故
用牲。子貢見其礼廃而欲去其羊。孔子曰。賜也汝愛其羊我愛
其礼。事見論語と云へり。此を月歩の法を失
し。閏月を立ふ道を知ざる故の廃政なり。而著其法於春秋。
經曰。冬十月朔。日有食之。傳曰。不書日官失之也。天子有日官。
諸侯有日御。日官居卿以底日禮也。日御不失日。以授百官於

朝言告朔也とあり。師古云く。劉家本有此語と云へり。告朔を
上に注せる如くなるべし。此も劉歆が家に
本より有りし説なりと云へば意なり。○故疇人子弟分散云く々。史記注に。家業
世々相傳。各従其父學明暦者也と云へり。周室衰微して。治歴
明時の事なき故に。其職を守ふさ能はず。乱を避けて夷
狄に分散せ所なり。○然其所記云々。後漢の歴志蔡邕が
議に。案暦法黄帝。顓頊。夏殷周魯凡六家。各自有元と見え。未
だ論に。黄帝造暦。元起辛卯。而顓頊用乙卯。虞用戊午。夏用丙
寅。殷用甲寅。周用丁巳。魯用庚子と見えあり。前漢の藝文志に。黄帝五家歴
三十三卷。顓頊歴二十一卷。顓頊五星歴十四卷。夏殷周魯歴十四卷あるべし。しかて右六家
の暦元の各々別なる由を。論に天道諶難し難し故に通用

世史。五帝三王より来今に迄すで各改作ありと言ふまじ。此を来今は天道に謐形たる世の意を以て。謐有まし往古を推量まる非説にて。實も既に黄帝顓頊虞夏殷の暦を論ずる條々にも云ふ如く。太昊氏は當昔より。殷に至るまで同じ握先は甲寅元を通用せ物うら。其歴元より甚く長遠れまず。上を省て當時々は密合れる時を明らして。其代は暦元と為し。推歩を容易に為る迄は事れり。太昊の世より漢代に至る往古を。天道説謐ありと云ふ。日月は差無まし故に。節氣合朔違は史一暦元にて足れる。漢代より来今に至りて。天道謐し難しと云ふ。日月は差を生じて。節氣合朔違ふまず。茲に於て。始めて元を改めず。得有ふ。其由も。第二十に論ふを俟ずし。條々但し其を殷暦以上は事に有れ。

周魯の二暦も然らず。然るを殷代までは諸暦を。皆彼九百四十分は日法を用ゐし故に同れを。周代始めて八十一分の日法に改まず。節氣合朔盡く齟齬を生じ正らず。魯暦は是法を因襲せ中闇まず。其不正准て知る可し。魯暦は事も。多次條に論ふを見て知る可し。

周襄王二十六年。閏三月。而春秋非之。先王之正時也。履端於始。舉正於中。歸邪於終。履端於始。序則不愆。舉正於中。民則不惑。歸邪於終。事則不悖。其後戰國竝爭。在於彊國救急而已。豈遑念斯哉

周襄王二十六年は。魯文公が元年乙未歳なり。春秋左傳に。

於是閏三月非禮也。杜注於歷法閏當在僖公末年誤於今年三月置閏蓋時達歷者所譏先王之正時也。履端於始。舉正於中。歸餘於終。步歷之始以為術之端首朞之日三百六十六日日月之行又有遲速而必分為十二月率中氣以正月有餘日則歸之於終積而為閏故言歸餘於終履端於始序則不愆四時無舉正於中民則不惑。弁建不失其次寒暑不失其常故無疑惑。歸餘於終事則不悖。四時得所則事無悖錯。今有法是以不置閏年歲末不置閏之法。三月不置閏者則刺史之過。但此事春秋本經不見文履字下三句也。素問曰。立端於始表正於中推餘於終而天度畢矣。と有るて古語と聞あるまで。古曆の法不合せ考ふるに。前部の餘分皆盡る朔旦冬至なし。後部の端首と為て。初月を立て。其より毎月の正を中氣を表し。

餘日なし終に歸して一月に積まで閏を置く由なし。其年必閏あり。入章より三年も七月。六年は三月。九年も十二月。十一年も九月。十四年も五月。十七年も正月。十九年も十月。不閏あり。閏後の月に中氣必ず朔に在り。是を以て十九年の間に必ず朔旦冬至あり。閏前の月も中氣必ず晦に在て。委く古曆傳に見るべし。然るに周歷に彼部法を廢せる故に月の大小に定格なく。慢に推法を得ざる負に中氣を定る。右の古語を翻案して閏を必ず歲末に置る為る。嗚呼愚の所為なるを。左傳を作れる人。其を常代の正禮と為て。適に三月に閏せるを非禮と刺まる。実に此襄王の二十六年も甲午部に入まる二年めに閏年なり。然るを左傳の撰者も更なり。史遷劉歆班固杜預等を

始皇。後世の儒者ミな古暦を知らず。此を宜ク事ヲ雷同セルコトヲ可笑ル。是ヲ就テ案ふに。餘冬序録ニ。周達觀眞獵風土記ニ云。眞獵毎ニ用テ中國十月ヲ為ス正月ト國人亦有ル通ス天文ニ者。日月薄蝕皆能推筭。置閏但只閏ス九月ニ殊不ト可カラ曉ル。春謂如キ周所ニ云ル乃是用ル秦暦。以テ十月ヲ為ス歳首。當キ置ル閏之歳無ル問ヒ何月ニ率ネテ餘歳ヲ終ニ為ス後九月ト是也。漢紀表及ビ史記自ル高祖至ル文帝ニ其書ス後九月ト皆同ジ。是未ダ嘗テ推ル時ヲ定メ閏ヲ也。至テ太初元年ニ改テ用ヒ夏正ヲ。以テ建寅ヲ為ス歳首。然ル猶歴ニ十四年ヲ至テ征和二年ニ始メテ于四月ニ後書閏月ヲ達觀乃不ル曉ル此ヲ可ル笑ヒ。と云ル。然ル説ヲ。其源ヲ周暦ヨリ起ル事ヲ。此文ハ鄉邪代醉編ヲ引タル多ク再引タル多シ。

是時獨有ル鄒衍。明ニ於五德之傳ヲ。而散ル消息之分ヲ。以テ顯ル諸侯ニ。秦兼ネテ天下ヲ。升ル至尊ニ之日浅ク。未ダ遑ル暇ヲ也。而頗ル推ル五勝ヲ。而自ル以テ為ル獲ル水德之瑞ヲ。乃ル以テ十月ヲ為ス正ト。色上ル黑ヲ。然ル歴度閏餘未ダ能ル睹ル其眞ヲ也。

史記列傳ニ。騶衍睹ル有ル國者益ク淫侈。不ル能ル尚ル德ヲ。若大雅整ヘ之ヲ於身ニ。施ル及ビ黎庶ニ矣。乃深ク觀ル盈虛消息ヲ。而作ル怪迂之変ヲ。終始大聖之篇ヲ。十餘万言ヲ。其語閎大不ル經ヲ。必ス先ル驗ル小物ヲ。推ル而大ニ之ヲ。至テ於無ル垠ヲ。先ル序ス今ヲ以テ上至ル黄帝ニ。學者所ル共ニ術ヲ。大ル並ビ世ニ盛衰ニ。索隱云言其大體隨ル代盛衰ニ能ル時ニ而説ル事ヲ。因テ載ル其機祥度制ヲ。推テ而遠ル之至ル天地未ダ生ル。窈冥不ル可カラ考ヘ而原ル也。稱ル引ル天地剖判以来。五德轉移。治各ル有ル宜ク。而符應若ル茲。此間了ル赤縣内此小九州。ナリ海外大九州の説有ル。其ル既ニ太古傳三皇紀の未ル委ク論ル。此ニ漏シ。其術皆此類也。然ル要ス其歸ル必ス止ル乎仁義節儉。君臣上下六親之施。

始也濫耳。索隱云。濫、即江原之初始。故此文以濫為初也。言、衍之術。君臣上下六親之際。行事之所施所治皆可以為後代之宗本。故云濫耳。是以騶子重於齊。適梁惠王郊迎。執賓主之禮。適趙。平原君側行撇席。索隱云。撇、拂也。謂側行而衣撇席為敬不敢正坐當賓主之礼也。如燕昭王擁彗先驅。請列弟子之座而受業。築碣石宮。身親往師之。作至運。其游諸侯見尊禮如此。索隱云。彗、掃也。謂為之掃地以衣袂擁帚而却行恐塵埃之及長者所以為敬也。劉向別錄云。鄒子書有主運篇。豈與仲尼菜色陳蔡。孟軻困於齊梁同乎哉。

あるお此人のさやう。齊田敬仲魏燕あるいはのちて此世家。すべて平原君が傳ふも見え多り。

傳ふ。終始大聖之篇と云へる。天地剖判以來。五德轉移。治各有宜。而符應若茲。と稱引せる由あきむ。主運と云ふも其說ありて。即本文ふ五德之傳や有るも。同說ふぞ有りふ。其も封禪書及記郊祀志ふ。自齊威宣之時。騶子之徒。論著終始五德之運。及秦帝而齊人奏之。故始皇采用之。と有ふて知るべし。斯て此ふ五德といふも。主運や稱せきむ。五行は說も勿論ふる

が。其五運ア生克の二様あり。生と云へ木火土金水の次第ふ相生せる運を云ふ。其も五帝三王の次々ふ相生をも克やて代り来きるも即是五運ふり。

も古曆蔀法は五德ふて。木金火水土は次第ふ相克せる運ふ云ふ。さも古曆傳の下卷ふ委く說著に見て然きむ騶知るべし。命歷序考ふも其図を出せり。

術ふは二様ふる五德運の終始を定めて。右は論著を為ふ

もの。然るに始皇そは說を聞傳ふて。謾ふ五勝の義を推て。周を火德を得ふと為し。我そは周ふ代るも水德は始

ありと強いて自定めし故なり。其は始皇本紀に始皇推終始五德之傳以為周得火德秦代周德從所不勝方今水德之始改年始朝賀皆自十月朔衣服旄旌節旗皆上黑數以六為紀法冠黑色法水德之運也故稱從其所不勝於秦と云へり。索隱に封禪書云々を見え。正義に秦以周為火德能滅火者水也故稱從其所不勝於秦と云へり。索隱に封禪書曰秦文公獲黑龍以為水瑞始皇因自謂為水德也。以水德屬北方故上黑と有る。然るに實は諸書に周を木德とし秦を稱子合せ考へ合はし。火德やも云ひ物なやや。其は漢書は歷志に五帝は帝嚳伏羲唐堯を火德。虞舜を土德。夏禹を金德。殷湯を水德と記して。武王伐商紂水生木。故為木德。天下號曰周室とある如くも知るべし。但し秦を水德と謂ふは。始皇が自ら定めたるなど。佗より早く金德とて稱へられる。其は近く五行大義五帝論も所に。五德之依五行。子母相傳也。非其次者。必有剋伐而不

終也。秦以金德代周。二世而亡。漢以火行繼周代秦。偽金。故其祚長遠若是。其行次者則有符瑞也と云へる是なり。秦を金德と云へる事も既く漢儒より云へ出る説なれども。春秋繁露に偽代と次る事も見えたるが。実は王者は五德運の次に白虎通れども。世を承ると云へるは。古五帝に限る事にて其後の代々は謂ゆる五運なれば。此事れる故に。符瑞と云ふ事の議いと喧ぐし。然るに其符瑞と云ふ事。まゝ多くは世に信を取らんと欲して。構へ出る詐偽幻術なれるなと。上に論ひる周初の祥瑞。まゝ秦末の事を起せる陳將が符應。或は新莽が時の應驗なれども。准へて悟るべし。然れば其符瑞とり定めたる五帝より後の五德。早く都て取るに足らずと知るべし。けて始皇かく德を定め。色も黑を尚び。正朔をも改めたれども。曆度もなほ周代なるは疏濶なる事用ひし故なり。閏餘を置かるとは眞式をも知ざるなりけり。

漢興高祖曰。北時待我而起。亦自以為獲水德之瑞。雖明習歷及張蒼等咸以為然。是時天下初定。方綱紀大基。庶事草創。故襲秦正朔。以北平侯張蒼言。用顓頊歷。比於六歷疏闊中最為微近。然正朔服色未覩其真也。

此高祖ゞ事を封禅書にも殊に委く。漢興高祖之微時。嘗殺大蛇。有物曰。蛇ハ白帝子也。而殺者赤帝子。本紀に蛇を斬る事を記せる次に。後人来至蛇所。有一老嫗夜哭。人問何哭。嫗曰人殺吾子。故哭之。人曰嫗子何為見殺。嫗曰吾子ハ白帝子也。化為蛇當道。今為赤帝子斬之。故哭。人乃以嫗為不誠。欲笞之。嫗因忽不見。後人告高祖。高祖乃心独喜自負とあり。高祖初起禱豊枌楡社。註に枌ハ白楡也。社在豊東北十五里。或曰高祖里社也と云へり。同書の下文に民里社各自財以祠と云へる事も有りむ。産土の祠にさへ有りけれ。徇沛為沛公。遂以十月至霸上。與諸侯平

咸陽立為漢王。因以十月為年首。而色上赤。本紀に始めて兵を挙る時の事をいひて。旗幟皆赤。由所殺蛇ハ白帝子。殺者ハ赤帝子。故上赤と云へり。二年東撃項籍而還。入關問故秦時上帝祠何帝也。對曰。四帝有白青黄赤帝之祠。高祖曰。吾聞天有五帝。而有四何也。莫知其説。此より前。雍の四時上帝を為尊とある所の索隠に。按四時ハ據秦旧而言。秦德公卜居雍。而後宣公作密時祠青帝。霊公作上時祠黄帝。下時祠赤帝。獻公作畦時祠白帝。是為四時。後高祖増黒帝而五なり也やと云へり。於是高祖曰。吾知之矣。乃待我而具五也。乃立黒帝祠。命曰北時。有司進祠。後四歳天下已定。詔御史令豊謹治枌楡社。常以四時祠之と有り。此に依きむ。軍を興す初も火徳と定めて赤色を用ひたるが。関に入きる時に。五帝の中に黒帝の祀なきを見て。北時を建てしとあり。自らを水徳の

○

瑞を獲多りと為る不。歴法に明かなる者とも及び張蒼れと
を。然れども事に以為ふる由なり。張蒼も漢代の初に律歴の学
を好める人ありしなり。其傳
まく佗卷々にも往々見え多り。是をを見え多り。然るに是時しも天
て此人は名をはじめ出せりと見え多り。
下初めて定まり。庶事草創の時なりし故に改暦に及ばず。
秦は正朔を其儘に襲用せるが。なほ張蒼が言に以りて顓
頊歴を用ふ。此も六歴は疏濶中に比ぶまで最も微近なる
由なり。其六歴は事は既に上の條に出づ。其所に云ふれる。但し此の文に據れば。
是時始めて顓帝歴を用ふる趣を聞かざず。秦は顓帝は
苗裔とし謂ふなり。舊より其歴を用ひ来れる故。始皇が時に
唯其正朔をはじめを易へしし故。漢興りて乃ち襲用せる事

張蒼が言なれば因りなむ。然るも是時をし新に顓帝歴を用ひ
むなれば。彼暦は朔旦立春を暦元とせて。建寅は正月なるに
や。第五條に云ふ如くなる。其正月を用ひ。其勝國多秦
は正朔を用ひむ物かは。深く此謂を思ふ多し。按ずるに顓頊も古
五帝は第五なれば水德の君なり。是をもて其服色は黒なり。
然るに秦は其苗裔にて其歴を用ひしなり。舊より水德と
称し黒色を尚ぶる。始皇が周及び六國をもて後に周
を火德に准ず。自ら黒龍の瑞を因りて水德と称し黒色を
上ぶ云ふ。史傳は誤るもの知るべからず。又是に
依りて想ふに。漢代の初に水德と称せるも。秦の正朔服色
を其儘に用ひし故の事なりなむ。其顓帝歴を用ひし多
る張蒼が。殊に水德に執せるなれも。思ひ合せて推量はべし
其後文帝十三年。魯人公孫臣上書曰。始秦得水德。今漢受之推
終始傳。則漢當土德。土德之應黄龍見。宜改正朔易服色。上黄是

時丞相張蒼好律歴。以為漢乃水德之始。故河決金堤。其符也。年始冬十月。色外黒内赤。與德相應。如公孫臣言。非也。罷之。後三歳黄龍見成紀。文帝乃召公孫臣。拜為博士。與諸生草改歴服色事。其夏始郊見雍。五時祠衣皆上赤。

此條々主と封禪書ゝ採て。歴書をも校せり。○秦を水德と云ふ事々。始皇が自ら定給ふ事。既に前々條に見之。漢ゝも水德と云ふ事。高祖が自ら定給ふ事。前條に所見如が如し。然るに此上書に。今漢受之と云ふ。前條に襲秦正朔服色と有るに。實々秦制を其儘襲用せし事疑なし。然れど高祖が兵を興せし初に。白蛇を斬て。赤帝の子ありと云ふ瑞を得しかば。赤色を尚ぶ用ゐしと。其本紀まゝ封禪書ゝ記せるも。覚束なき事なり。々々當時ゝ定給ふ事なるべし。是時まで如此區々なる說ゝ有るべき筈非ず。○推終始傳則云々。此も加ゝ騶衍が終始五德ゝ傳を云ふ。實に彼部法の五德に據て。秦を水德と定むる時々。土剋水の終始にて。漢も土德と稱し。黄色を尚ぶ事謂なし。然るに有るべき其應に。黄龍見ゝ是ゝ言ふ事も。少し疑なし。其由も下に云べし。○是時丞相張蒼云々。此人ゝも議せしゆゑ高祖が水德と定給ふ旨を執て。漢ゝ水德の始なるが故に。河決金堤其符也。然れど冬十月を年始とせし。色も外を黒く内を赤にして。水德に相應せり。公孫臣が言非なりと云ふに。其議を用ゐて。

臣ガ言ヲ罷ル多ク由ル也。此議ハ中ニ河決ル金堤ト云フ事ヲ。
有ル耳ニテ。諸家ハ注ナシ。故ニ考ヘル不ル。河渠書ニ漢興テ三十
九年。孝文ノ時。河決テ酸棗。東潰ル金堤ト有リテ。正義ニ括地志ニ云
金隄一名千里隄。在リ白馬縣東五里ニト見エ。溝洫志ニ
の師古注ニ。潰ハ横決也。金隄ハ河隄名也ヤ云フ。○後三歳
黄龍見ル成紀ニ云々。公孫臣ガ上言。右ハ張蒼ガ議ニ罷ラレ
る故。其後ニ黄龍ハ見ハヒシ故ニ。前言ハ空ラシ也事ヲ
思ヒテ。博士ハ職ヲ辞シテ。諸生ト與ニ改歴服色ハ事ヲ草
稿せし久ク多ク義ヨリ。然キド此ヲ決メテ公孫臣ガ前ニ云
ふ言ヲ實ラセムト欲シテ。蛇類の黄色ヲ見出ム。
告ゲキ由ヲ。いし觸レテ。言シメ多ク事ニテ。此ヲ黄龍ヤシ
も云フキド。其モ例ハ文飾ニ有キ。實ニ凡蛇の黄色ハ

帯ビル物ニゾ有ル。叱ク云フ由ニ。此謂ル黄龍ヲシ實
是後相續シテ。漢ハ土德ハ示セル符瑞ニテ有ルカ。
ヲ云ヒ。唯此時ハ物の見エ
く論ふ。此モ欺キ。終ニ土德ハ説行ハレサルヲ以テ
と云ヘルガ符應ヲ引クヲテ。其事発覚シテ誅セラレ多ク事
ヲモ思ヒ合セル。其詐ヲハ覚ト不覚ハ幸不幸ニテ有キ。
共ニ偽符瑞ハ事ハ疑ヒ多ク。彼赤帝
ハ子ト云フ符瑞ハ信ジ。彼張蒼ガ河決ル金堤ヤ
云フ符應ハ多ク。殊ニ徴驗ハ無ク説ヤ云フ。○
其夏始郊見雍五時ニ云々。此ハ前條ニ引ル封禪書ハ文ニ。
雍。四時ヤ有ル。高祖ガ祠ル北時ヲ加ヘテ五時ニ有ル。
即青赤黄白黒五帝ハ祠ル。是謂ル郊祀ル。此祀リの由
傳の三皇紀ハ未ニ。委ク注セル故見ルベシ。けて 此時の衣服ニ。赤色を用ル多ル
を。公孫臣ガ上言セル土德ハ黄色。張蒼ガ謂ル水德の黒

色代も用ひざるなり。然るに服色は説も決らざれど。先ず火德は説を取まるなり。此事漢書は郊祀志も同じ趣なり。なほ封禪書に。此間に新垣平が欺あるし以後なり。文帝の頃は正朔服色を改むる事を怠れるが。次代景帝が時なほ興せる事は別なる由見えなり。

其後武帝元封七年。冬十一月。甲子朔旦冬至。推歷者以本統上親至太山。以十一月甲子朔旦冬至。日杞上帝于明堂。其贊饗曰。天增授皇帝太元神策。周而復始。十二月甲午朔親禪高里。祠后土。夏五月正歷。以正月為歲首。而色上黃。官吏印章以五字。招致方士唐都分其天部。而巴落下閎運筭轉歷。然後日辰之度與夏正同。乃改元。

此條も封禪書と歷書とを合せ採りて録せり。○是時なほ今は十月建亥は月を以て歲首とせし故に。其十一月十二月とも謂ふなり。第二月第三月のみ在れど。實は建子建丑は月にて。前元封六年は十一月十二月なり。乃ち今は十一月十二月なり同じ。故其十。十一。十二は三月なり。其前年に復して。其歲月を古曆に據て改ふるなり。此元封六年は。終紀乙酉部は第十九年丙子歲なり。其十一月は甲子朔なるが。實には朔旦冬至にて。乙酉部の第二章首れり。斯て其十二月は實に甲午朔なるは密合れり。然るに本文に。推歷者以本統と有るは。夏歷は

本術を以て推定(オシサダム)し系義(ヨシ)と通(キコ)ふ所多し。夏歴やがて唐虞の歴(ハヤ)なるべし。春秋命歴序考は第十(ハヤ)なるべし。○上親至(ニ)太山(ニ)云々。太山
條に既に委く記せるを見るべし。
も泰山やも書(カ)かず。赤縣城内は謂ふ所五岳は東岳なるべし。徐
州やいふ地(トコロ)に在る山なり。扱豫(サテカネ)て撰(ヒ)ぶる朔旦冬至、日月以
て。上帝を明堂に祠(マツリ)まる。此(コ)も無く重(シ)き祠なるべし。王者
は太一、天帝、五帝を祀る。祖先を配祭(ハイサイ)する堂を明堂やいふ。是(コレ)
より前に。此明堂を建ふる事なれど。委く本書封禪書及
び郊祀志に見え多(オホ)し。○其贊饗曰。云々。索隱に。漢書儀云。贊饗秩六百
石。是也。饗祀詞也。やとある。但し是(コレ)より前元鼎五年に。十一月
辛巳。朔旦冬至なるとて。太一を郊祀せる事あり。其時は贊
饗に。天始(ハジメ)以(テ)寶鼎神策授(ニ)皇帝。朔而又朔。終而復始と有る。索隱

に贊饗之辞。言得寶鼎神策。又言天授皇帝。太元神策。周而後
始。則太元者古昔上皇創歴之號。故此云太元神策者。周而復
始也と云ふるも聊か通ずる多し。然れども其元鼎五年は辛巳朔旦冬至と云ふ
も是真の朔旦冬至に非ず。此年乙酉節は第十二年己巳歳
なるに。歳首十月に大にて辛亥朔。十一月は小にて辛巳朔
なるべし。冬至に壬午にて二日あり。然る時は日官志し
て合せて朔旦冬至や為多なるべし。是を以て古暦は本式に
非ず合ざるなり。其本式は是より前。元朔六年戊午歳。こゝ乙
酉節は初年なるべし。其十一月と云ふ月は
朔も。即乙酉朔旦冬至にて。是より二十年の内。元封七年の
十一月と云ふる月は朔。乃甲子朔旦冬至にて。第二章首なる
べし。既に云ふる如なるべし。然れど武帝が當時。未は本式を知ざるし
故に。其元鼎五年は。辛巳朔旦冬至やと云ふを。實は朔旦冬

至と信じ。其よりて間あく元封七年なり。本統は甲子朔旦冬至を推得多孔伝以て。本文は祀なれし。且其贊饗は。天増授皇帝太元神策。周而復始と云ふて。然れど此甲子朔旦冬至も。既に云へる如く。乙酉部の第二章首あきた。周而復始と云ふて。此朔旦冬至に非ず。況て太元神策れどを謂ふ所くも非ず。そは太元神策やは。三紀の初年れる甲寅。甲戌。甲午れどは歳の。甲子朔旦冬至にはそ云ふ所々き。其餘の朔旦冬至も。太元と云ふ五足ら交。是等は名目なれ。元當あり。也なを以ても。當時古暦は真式を知ざる事も著明れり。○十二月甲午朔云へ。此朔も古歴式に密合れる。かや。上に謂ふが如し。后土とを社稷の神を謂ふ。○夏五月正歴云々。是時とりて。今は正月建寅は月を歳首やれし。文帝章が世は黄龍

の瑞やを謂ふを用ゐて。服色を黄を上び。官は印章をも更色て。土數の五字やを為しる由あり。注に張晏曰。漢據土德。土數五。故用五為印文也。若丞相曰。丞相之印章。諸卿及守相印文不足五字者。以之足也と見えあり。○招致方士唐都云云とを漢書歴志は注て。師古曰。姓唐。名都。方術之士也やを云へ。其音義に。謂分部二十八宿。為距度也やをあり。○巴落下閎云々とを。歴志は師古注に。姓落下。名閎。巴郡人也と見え。歴書は注に。徐廣曰。徵士巴郡落下閎也。索隱曰。耆舊傳云。閎字長公。明曉天文。隱於落下。武帝徵待詔太史。於地。地字は池の誤りあるべし。中轉渾天改顓頊歴作太初歴。拜待中不受也やをあり。○然後日辰之度云云とを。唐都落下閎二人が右は如く歴法を正せるを

り。日辰は度も何も。夏暦に同く調子にて故に。乃改元せしと
ゐて。其も次條に詳なり。

因詔御史曰。乃者有司言。星度之未定也廣延宣問。以理星度。
能詹也。蓋聞昔黄帝合而不死。名察度驗定清濁起五部。建氣物
分數然蓋尚矣。書缺樂弛朕甚閔焉。朕唯未能循明。紬績日分。
率應水德之勝。今日順夏正。十一月甲子朔旦冬至已詹。其更以
七年為太初元年。

此條を全く史記は歴書にて。乃改元や云にて接けて文
を。○因詔御史曰を御史大夫は官人を。此事を云出せる由
なり。此時は官人を兒寛と云る人あり。○乃者有司言云云

は漢志に。是に前に太中大夫公孫卿。壺遂。太史令司馬遷
等言。歴紀壊廃。宜改正朔と上言せし事あり。史記に此事
漏しれど。今の乃者有司言云々を。此事なるも知るべうらん。
漢志に其上言は次に。是時御史大夫兒寛明經術。上廼詔
寛曰。與博士共議云云。寛與博士賜等議皆曰。云々として。三統
の歴を作る由を上言せる事を載せれど。決をして偽
説なると思ふ由にて。其も次條のまゝ論ふを俟べし。星度
之未定也云々は聞えしかど文なきまで。注せるに及ばず。但し詹も
諸注家の説に。一に作售也。漢志作雝。雝即售也。韋
昭云。雝比校也。鄭德云相應為雝也と云ふ。○蓋聞と云
ふを以下。黄帝は故事を是より前に公孫卿に聞て。武帝
が常に慕ひ羨む所なる故に言出るなり。是黄帝は故事
禪書と郊祀志と伐引て既に委く説あり。扨て黄帝合而不死云云を。諸注家は

言わ。黄帝聖德。與神靈合契。升龍登仙。故曰合不死。名節會察寒暑。致啓閉分至。定清濁。起五部。清濁律聲之清濁也。五部。木火土金水也。建氣物分數。皆叙歷之意也。云云。○然蓋尚矣云云。黄帝は歷法を調ふ。清濁は定めしは。然しも尚し切事なる故わ。書缺け樂弛しより。朕甚閔し惟ふ。未循明むるこゝ能はずとなり。○紬績日分云云。注家の言わ。紬績者女工紬緝之意。以言造歷筭運者。猶若女工緝而織之也。應水德之勝者。蓋以為應土德。土勝水也云云。然きで此も加れ終始五德の日分を紬績して。五運を推算ふるわ我が漢。秦は水德。勝て土德運わ應ふと云ふ意と通ふ。

然きと終始五德傳の本書。世々傳はり。はるばる委くも知らし。○今日順夏正。今ゝを十月建亥之月を歲首と次る事を停めて。夏正建寅之月を歲首わ定めむと。本書わ。夏正を夏至と有るも。誤写なれど通ふ難し。改めて索隱わ。謂夏至は冬至也と云ふ。説なり。しかて本書わ。黄鐘為宮。林鐘為徵云云。謂ふ。五十一字の律説あまど。其も律書は文は錯亂と見也れむ取らず。漢志わ其文なれも。錯亂を知て削なる。○其以七年為元年と。元封七年を改めて太初元年と為むや謂ふ義なり。

歷術甲子篇。太初元年。歲名焉逢攝提格。月名畢聚。日得甲子夜半朔旦冬至。正北。十二。篤亂云云。無大餘。無小餘。無大餘。無小餘。當作三。

歷術甲子篇と。索隱。以十一月朔旦冬至。得甲子。甲子。是

支干之首。故以甲子命歴術為篇首。非謂此年歳在甲子也。
云ふが如し。○歳名焉逢摂提格。索隠に。爾雅云。歳在甲曰
焉逢。寅曰摂提格。則此甲寅之年。十一月甲子朔旦夜半冬至
也。而漢志以為其年在丙子。當是班固用三統。與太初歴不同。
故與太史公説有異。而爾雅近代之作。所記年名。又皆不同也。
焉逢漢書作閼逢。亦音焉也云。歳在丙子。同書に。漢志太初元年。
雅釋天云。歳易者。甲乙丙丁戊己庚辛壬癸。十干是也。歳金者。
子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥十二支是也。歳易在甲云焉逢。
謂歳干也。歳金在寅云摂提格。謂歳支也とも云ふ。今按ずるに。既に論ずる天地開闢
なり。日。甲子歳甲寅より年次の干支を追て推下れば。元封六
年は丙子歳。元封七年は丁丑歳に當ること。然るに是時かの

十一月甲子朔旦冬至を得たるに。終りて復始まる太元の
神策なるや惟ひ誤まる。太元の復まる上は。歳は甲寅なる
ことは非心得にて。元封六年は丙子丁丑なる二年なり。強
ひて甲寅と名づけたるなり。其の歳名焉逢摂提格と有る名字を
以ても明なるべし。然まで漢志に。太初元年。歳在丙子と云ふは。乃此の
本文なる太初元年と同く。実は元封六年丙子歳にて。次に
焉逢摂提格太初元年と有るは。元封七年丁丑歳なり。其を
何を以て知るまで。此の太初元年と云ふを。氣朔とも云ふ大
小餘なしと有るが。部首は前年なる餘分皆盡る式なるに
符合し。次の太初元年と云ふを。氣朔とも云ふ大小餘あり。

加形其餘數は。蔀首歳は餘數て。符合する様以て所知多り。
其餘數の符合する事も。下に出す古暦
と太初暦とは。合成図を見て知る可し。然らば太初元年と
稱ふる二年重祚する也。何の由なると云ふに。改元以前も
今は十月建亥之月を歳首と為す故に。今は九月建戌之
月迄で也元封六年なり。改元すりもて元封七年は十
一月。謂る朔旦冬至は入る。夜半子は五刻以前に六年に
復す。子は五刻以後に。元封七年は歳運せすし故に。同じ甲
寅歳を。二つに分る意を以て。六年七年共に。太初元年と稱
せるにあや有らむ。然れども此は甚胡乱なる拙な定なり。
其も元封六年は閏月數を加へ多りとも。本は
元封六年を称せむ。子細は事多り。○月名畢

聚とも。索隱に。謂月値畢及娵訾也。月雄在畢。雌在訾。則娵
訾之宿也と云へり。畢も畢星なて。に當て。聚も姫訾なて寅
子當る。乃ち是は正月なり。寅之月を為る義なり。但し此正月の干支
を寅と為る事。強て推下るも。実に此正月を寅子運て合る事に非ず。古暦式を以て
も。索隱に。謂十一月冬至朔旦。得甲子也と云ふが如し。○夜
半朔旦冬至とも。索隱に。以建子為正。故以夜半為朔其至與
朔同日。故云夜半朔旦冬至。若建寅為正則以平旦為朔也と
云へり。夜半も即子は正五刻なり。○正北とも。索隱に。謂蔀首。十一月甲子
朔旦。時加子為冬至。故云正北也。然毎歳行周天全度外餘有
四分一。以十二辰分之冬至常居四仲。故子年在子。丑年在卯

寅年、在午。辰年、在酉。至後十九年。章首在酉。故云正西。其正南正東並准此と云るが如し。（なお委くは古暦傳三巻部）○十法の所を見て知るべし。二ヤは。本文に謂ゆる太初元年。實は元封六年丙子歲の月數十二なる由なり。閏ある年を閏十三と謂ふ。然るに此年に十二ヤ有るは決て十三は誤寫なり。然云ふ故を。既に謂ふ如く此丙子歲は。本術乙酉部は第十九年にして。實に十一月甲子朔旦冬至なるまで。前十月に閏ありて。十三月は年なるべきヤ。古暦傳は朔策氣策二編に著せるを見て知るべし。○無大餘無小餘と。本書は篇末に。右歷書。大餘者日也。小餘者分也と有る是なり。分也を今本に月也ヤ有るは誤写なり。今は下に引く正義の言

に據りて改正せり。大餘ヤは日は餘を云ひ。小餘と。分は餘を謂ふ。此年に月に日餘も分餘も無き由なり。○無大餘無小餘ヤは。索隱に。上に大小餘。朔之大小餘。此大小餘謂冬至大小餘。冬至亦與朔同日。並無餘分。至其朔法異故重列之と云るが如し。然るに此大小餘は。實に紀部は末年にまで如此くなれど。既に云るが如く此丙子歲は乙酉部の第十九年にて。第二章首に入る際なる故なり。氣朔朔策共に大小餘多かるなり。大小餘ありヤは謂ふるを。終に復始ある太元部首は神策と思ふ誤なるが故なり。其由は次條に論ずる様見て知るべし。

馬逢攝提格。太初元年。十二。大餘五十四。小餘三百四十八。大餘五。小餘八。

本書此條は頭注に。重提太初元年。明此是正月建寅以後也とあり。然も有るべき説なれども。然らず。其も前條の氣朔とも。大小餘あしき断定なまじ。建亥十月は閏月晦は夜半。子は四刻まで限れるとあり著し。然れば是年も其謂ある十一月甲子朔旦冬至は夜半。子の正五刻より推始めて。月々十月建亥。氣も大雪は終まで数多る大小餘なるとあり疑あし。そし頭注は説の如く。此年正月建寅以後を明せる数なるべし。前年も閏月晦の夜半。子の四刻なて止まざず。十一月建子。十二月建丑は二月々数なるべしとあり。然る事の有るべくも非ず。らく此謂を思ふべきなり。

けて是太初元年の干支も丁丑なる故。甲寅とあり云ふべき。強る歳名なるとあり上に云へるが如し。○十二も。此年は月数實に六大六小十二月なり。○大餘五十四。小餘三百四十八とは。索隠正義あるに云へる如く。太初暦は朔策も。一月は日数。二十九日。九百四十分日之四百九十九と謂ふ法なり。本書は注に引る索隠の文に。九百は二字を脱せり。補ふべし。但し此朔策を索隠あるに太初暦法と云へる故に。今もたばらく然も称ふなりとべ。實も古暦は法なるとあり。上第十三條に既に云へるが如し。けて大餘五十四とは。六大六小は十二月は日数。合せて三百五十四日なる子。彼甲子朔旦より始まる故に。六甲子を以て五六三百日を除ふて。餘五十四日ありて六十日に満とべ。此を大餘五十四と

を謂ふ。是を以て本文に大餘者日也と斷まり。小餘三百四十八は十分の一也。正義に。小餘者未滿日之分數也。其分毎に滿九百四十。則成一日。即歸上。成五十五日矣。本書に引る正義の文に下は五字を脱せり補ふ べし。小餘四十八者其大數五十四之外。更餘分三百四十八。故稱小餘三百四十八也。是太初元年奇日奇分也と云へるが如し。○大餘五。小餘八十一。太初歴は氣策を。歳法三百六十五日四分日之一にして。氣法十五日三十二分日之七を謂ふ法なり。是亦右むらく太初暦は法と云へるあれど。実は古暦法なりと上に同じ。けて大餘五十一。三百六十五日四分日之一を。かは甲子朔旦冬至は日より六甲を以て除ふに。六六三百六十日にして。餘五日と四分日は一あ

を。此五日は大餘と謂ふなり。本文に大餘者日也と云へるも此事なり。小餘八十一。氣策は日法三十二分は四分一なり。毎節は初年に五日と四分一を餘し。次年に十五日と三八二十四分を餘し。第四年にも。四八三十二分を得て一日と成るが故に。小餘二十一と成る是を以て第四年は三百六十六日は年なり。如此く十九結七十六年にして。大餘小餘皆盡く。是を一蔀と謂ふなり。正義に。小餘者未滿日之分數也。其分毎に滿三十二。則成一日。即歸上。成六日矣。大餘五者毎歳三百六十五日。除六甲三百六十日。猶除五日。故稱大餘五日也。小餘八者毎歳三百六十五日四分日之一。則一日三十二分。是一歳三百六十五日八分。故稱小餘八也。此是太初元年奇日奇分也と云へるも同じ義なれど。初学は為に今なほ精く釋繹せるなり。

本書あゝ此條より列挙て。其一部七十六年は大小餘を。悉記し出せるを。今逐一に其義を釋かむ事を煩はし。故例の目易く。譜圖に著はし示はさゝ左の如し。

帝国図書館

明治十一年五月

與田正志
凶倉清祖 校

明治十八年五月

四倉貞吉
奥田五志

国立公文書館
National Archives of Japan